

公益社団法人山形交響楽協会 役員の報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人山形交響楽協会（以下「この法人」という。）の定款第26条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とするものをいう。
- (3) 職員兼務役員とは、この法人の職員であって、この法人の役員を兼ねている者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給等)

第3条 この法人は、常勤役員及び職員兼務役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

2 この法人の役員には、退職手当を支給しない。

(報酬の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の報酬額は年6,500千円の範囲内で理事長が理事会の承認を得て定める。

2 この法人の職員兼務役員の報酬額は年3,000千円の範囲内で理事長が理事会の承認を得て定める。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月25日（支給日が休日の場合はその前日）に支給する。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった

立替金、積立金等を控除して支給する。

(職員兼務役員への給料の支給)

第7条 職員兼務役員に対しては、職員給与及び手当を支給する。

2 前項の給与及び手当の額並びに支給方法については、給与規程を準用する。

3 職員兼務役員に対しては、協会の経営・業績に応じ、賞与を支給することがある。

(費用)

第8条 この法人は、役員がその職務の遂行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行うものとする。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則 この規程は平成27年 5月28日から施行する。